

平成13年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表
(財 政 局 及 び 市 民 局)

- 1 監査意見公表年月日
平成14年2月1日 (広島市監査公表第1号)
- 2 包括外部監査人
中間 信一
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成25年9月17日 (広財財第43号)
- 4 監査のテーマ
出資法人における補助事業及び委託事業の実施状況
- 5 監査の意見及び対応の内容

スポーツ施設の管理運営 高齢者への使用料減免措置の再検討 (所管課：財政局財政課及び市民局文化スポーツ部スポーツ振興課)	
監 査 の 意 見 の 要 旨	対 応 の 内 容
<p>広島市においては、高齢者の施設利用料を減免対象としているが、施設の利用に際しては受益者負担の原則という考え方もあり、老年人口の増加傾向及び昨今の広島市における財政状況の悪化を考えれば、高齢者の施設利用料の一部負担を検討する必要がある。</p> <p>なお、この監査の意見は、広島市スポーツ事業団（現：広島市スポーツ協会）が管理運営する施設固有の問題でなく、広島市が設置する全ての施設に通じる検討課題であるため、広く全庁的な検討が望まれる。</p>	<p>広島市が設置する公共施設における65歳以上の高齢者に対する使用料を全額免除とする取扱いについて、世代間の負担の公平化を図る観点からこれを見直し、平成25年7月1日から、小人料金と同額(大人料金の概ね半額)の負担となるように改めた。</p>

平成24年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

(健康福祉局)

- 1 監査意見公表年月日
平成25年2月4日（広島市監査公表第1号）
- 2 包括外部監査人
世良 敏昭
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成25年9月25日（広高高第50号）
- 4 監査のテーマ
指定管理者制度に関する事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

(1) モニタリングが不十分であること（実地調査の記録）について（広島市吉島老人いこいの家，広島市沼田老人いこいの家）（所管課：健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課）

監査の意見の要旨	対応の内容
<p>所管課における実地調査において，その詳細な調査結果を記録していない。</p> <p>指定管理者の業務の実施状況を正確に把握し，実績評価を適切に行うため，実地調査の結果を詳細に記録し，保管するよう徹底することが望まれる。</p>	<p>平成25年2月21日付けで実地調査結果の報告様式を定め，この様式に調査結果の記録欄等を設けた。そして，実地調査における記録・保管をこの様式により適切に行うよう，同月22日付けで実地調査の所管課である関係区厚生部健康長寿課長に周知徹底した。</p>

(2) モニタリングが不十分であること（実地調査における点検状況）について（広島市沼田老人いこいの家）（所管課：健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課）

監査の意見の要旨	対応の内容
<p>実地調査における指定管理者の業務の実施状況の点検が不十分なものとなっている。</p> <p>実地調査でしかできない事項も含め，業務の実施状況を正確に評価するために必要な事項は必ず実地調査で点検することが望まれる。</p>	<p>平成25年2月21日付けで実地調査結果の報告様式を定め，この様式に点検項目のチェックリスト（法令等の基準に基づき点検するものについては基準で定められている数値や実施回数等を含む。）を設けた。そして，実地調査における点検に当たっては，この様式を用いて，法令等に基づき適切に実施するよう，同月22日付けで実地調査の所管課である関係区厚生部健康長寿課長に周知徹底した。</p>